



ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定改正



センター設立と協定改正の経緯

- 1977年に福田赳夫総理(当時)がASEAN訪問の際にASEAN貿易観光展示場の設置を表明したことを契機に、1981年に我が国及びASEAN各国がセンター設立協定を締結した。センターは、①ASEAN側から我が国への輸出、②我が国からASEAN側への投資及び観光を促進することを目的とし、活動してきた。
- 2003年の日・ASEAN特別首脳会議において採択された日本ASEAN行動計画に、センターの機能を強化し、その活動範囲を拡大・深化させるために、同センターの改革のための協議を開始することが明記された。
- 2004年の日・ASEAN首脳会議で小泉総理(当時)の提案を受けて設置された「センター改革のための賢人会議」が、2006年4月に最終報告書を提出した。
- 2007年1月の日・ASEAN首脳会議の議長声明においても、同最終報告書を受け、センターの改革に着手することが明記された。

賢人会議最終報告書の主たる提言

1. 目的の双方向化

センターの目的(投資促進及び観光促進)につき、ASEAN側の裨益に主眼をおいた一方的なものから、日本及びASEAN双方の裨益を確保するような双方向的なものに変更。

2. 日ASEAN間の義務的拠出金負担比率の変更

日ASEAN間の義務的拠出金負担比率を、現行の9対1から、7対1を下回らない範囲に変更(日本の負担を軽くする)。

2007年11月、センター設立協定の改正を採択。

センター設立協定改正のポイント

1. センターの目的及び活動に関し、**投資促進及び観光促進の双方向化**を規定。
2. センターの目的及び活動に**人物交流**を追加。
3. 日ASEAN間の**義務的拠出金負担比率**を、現行の9対1から**7対1に変更(参考参照)**。

協定改正により期待される効果

- 役割を強化されたセンターを通じて、日ASEAN間の戦略的パートナーシップの構築と、交流拡大を通じた日ASEANの経済・友好関係を促進(ASEANは、東アジア地域協力において主導的な役割を果たしている。)
- センターの活動を通じた、ASEANから日本への投資の拡大及び観光客(含む人物交流)の増加。
- センターに対する日本の年次予算財政負担の軽減(参考参照)。

(参考:2007年度の我が国義務的拠出金に基づく対比)

9対1(円)	7対1(円)	差額(円)
473,585,000	460,429,375	-13,155,625